

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 20 日	
佐賀県知事 山口 祥義殿	
提出者 住 所 佐賀県唐津市中瀬通 1 番地 8 氏 名 金子産業株式会社 代表取締役 木村知己 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0955-72-1121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	金子産業株式会社
事 業 場 の 所 在 地	佐賀県唐津市中瀬通 1 番地 8
計 画 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	0 9 食品製造業
② 事 業 の 規 模	2 4 , 8 1 8 百万円
③ 従 業 員 数	2 8 3 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙明細のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 多量に汚水が出る食品工場・冷蔵庫にて、清掃水の節約等を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現在行っている節水活動を更に強化して行く。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別により、有価物は分別を徹底する。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

[illegible]

(第3面)

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラ	木くず	金属くず	廃油								
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	1490.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ	廃プラ	木くず	金属くず	廃油								
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	1500.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第4・5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

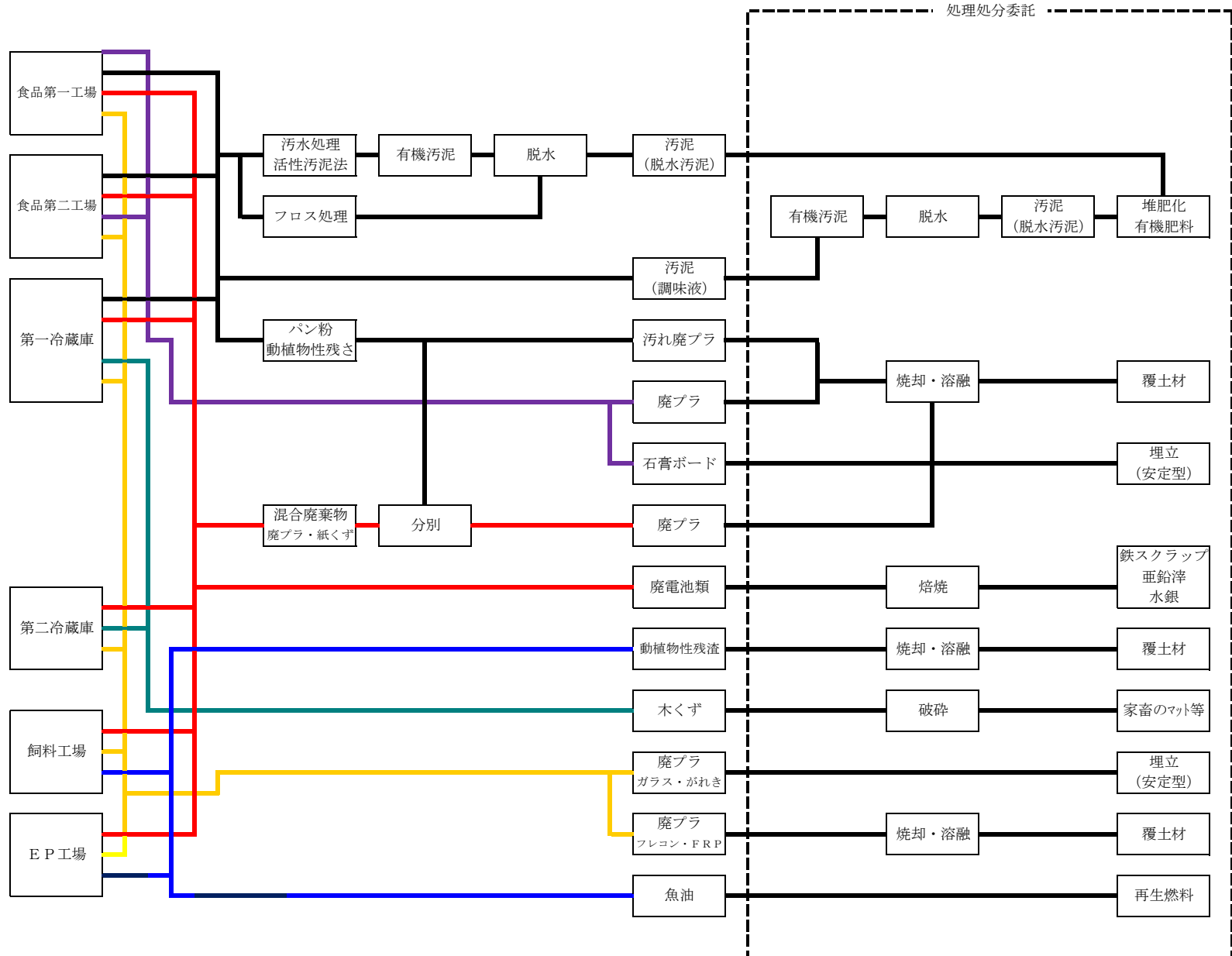
[illegible]

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

当該事業場において現に行っている事業に関する事項（第1面関係別紙）

④産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（第2面関係別紙）

管理体制図

統括責任者		エネルギー環境委員会 委員長
役割	エネルギー環境委員会	○廃棄物処理（案）の承認 ○廃棄物管理（案）の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の承認
	エネルギー管理統括者	○廃棄物処理（案）及び廃棄物管理（案）の提案 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定 ○環境の保全に関する各部の活動についての審議、問題発生に対する指示。
	エネルギー管理企画推進者	○管理統括責任者の補佐。 ○委託契約の締結の内容確認（許可書の更新）と保管 ○環境の保全に関して、活動の推進を図り、各部担当者の指導を行なう。 ○環境の保全に関する問題の未然防止に努め、問題発生に対する対応。
	エネルギー管理員	○環境の保全に関して、活動を効果的に実施する様に努める。 ○廃棄物処理に関する各種事項の補佐
	事務局	○監督官庁への各種報告
	各部の課長、副工場長	○廃棄物発生抑制に関する検討 廃棄物の発生抑制を行う上での必要な事項を検討する。 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付管理
	廃棄物管理現場担当 環境共創部 係長	○廃棄物の中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理を行う上での必要な事項を検討する。 ○廃棄物処理計画（佐賀県提出計画）の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付管理 ○産業廃棄物担当社員に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

